

Vol. 6 No. 38 2011年9月

放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について

農林水産省通知(23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号)

平成23年8月1日 原子力発電所事故に伴う放射性物質の降下の影響により、家畜飼料や堆肥などの農畜産資材から放射性セシウムを検出した事態を受け、農林水産省が新たに暫定許容値を設定しました。それと同時に肥料等の検査方法についても通知されました。厚生労働省が発表した食品の暫定規制値と合わせ、以下に記します。

<規制値等の抜粋>

- 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値 (平成23年8月1日付)

核種	最大許容値 (Bq/kg)	
放射性セシウム (¹³⁴ Cs 及び ¹³⁷ Cs の合計値)	肥料・土壌改良資材・培土	400※1
	牛、馬、豚、家きん等用飼料	300※1
	養殖魚用飼料	100※1

※1：製品重量として。ただし、牛、馬、豚、家きん等用飼料については、粗飼料では水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量とする。

- 食品衛生法の観点から厚生労働省が定めた暫定規制値 (平成23年4月5日付)

核種	食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素	飲料水	300
	牛乳・乳製品	
	野菜類(根菜・芋類は除く)	2,000
魚介類		
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

- 原子力災害対策本部が定めた放射性セシウムを含む汚泥の取り扱い基準 (Bq/kg)

(平成23年6月16日付)

10万超	放射線を遮断できる施設で保管
10万以下 ~8,000超	管理型処分場に仮置き
8,000以下	管理型処分場に埋め立て可能 (跡地の住宅地使用を制限)
100以下	コンクリートなどへの再利用可能。園芸用土としては出荷自粛

かねてよりご紹介していた放射能濃度測定に用いるゲルマニウム(Ge)半導体検出器と作業環境測定や空間・表面線量測定等に使用する各種放射線サーベイメーターが導入されました。

これまで以上に飲料水や農作物、土壌、作業環境などの様々な放射能・放射線測定に対応が可能となりました。



ゲルマニウム半導体検出器



各種線量計

<放射線測定の単位>

- ベクレル (Bq)
一秒間に何個の放射線が放出されるかを表した数値。
- シーベルト (Sv)
人体が吸収した放射線の影響度を表した数値。

* 1ミリシーベルト (mSv) = 0.001 (Sv)
 1マイクロシーベルト (μSv) = 0.001 (mSv) を表します。

業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門 (水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門 (排水・用水処理の設計及び施行・各種メンテ)
- ◆ 水処理薬品部門 (ホイラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)
- ◆ 環境保全機器部門 (滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)

